



## 再処理・リサイクル部会規約

平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会改定

### (目的)

第 1 条 部会規程（1002）に基づき、再処理・リサイクル部会を設置する。再処理・リサイクル部会（以下「本部会」と称す）は、再処理又はリサイクルに関する研究若しくはそれらの進展・普及等に関する研究・調査活動を支援することにより、再処理及びリサイクルの発展に貢献することを目的とする。

### (運営)

第 2 条 本部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

### (事業)

第 3 条 本部会は、その目的に基づき、以下の事業を行う。

- (1) 定期的に、「部会報」を発行し、部会員の相互交流を深めるとともに、再処理に関わる国内外の情報伝達を図る。
- (2) 研究会、セミナー、講演会、講習会、見学会等を適宜開催する。
- (3) 再処理等に関わる国内外の関連学協会、諸機関と連絡をとり必要に応じて研究会等を共催する。
- (4) 本部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等の活動に積極的に協力する。
- (5) 研究、調査及び評価等のためのグループを組織して、研究者間の交流と関連分野の研究活動を支援する。また、影響の大きい研究成果等に対しては学術研究的立場からの第三者評価を行い、国民社会の科学的な認識の向上・啓発に資する。
- (6) 本会の大会、本部会の関与に関する研究会等で発表された本部会員の再処理等の研究に関する優秀な論文等について、学会誌への投稿を積極的に激励する。
- (7) その他、適切な事業を適宜実施する。

### (会員資格)

第 4 条 学会正会員及び学生会員は本部会員となる資格を有する。

### (部会費)

第 5 条 本部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きを行うとともに、日本原子力学会会員管理内規（0203-00-01）に従って部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

(運営組織)

第6条 部会の運営に係わる重要事項を審議決定するため運営小委員会を設置する。運営小委員会は正・副部長1名および若干名の委員からなる運営委員によって構成される。正・副部長および運営委員は部会員の中から部会員の直接選挙で選ばれる。正・副部長及び運営委員の選挙にあたっては、部会長の指名する選挙管理小委員会を設ける。運営委員の任期は4月から翌々年3月までの2年間とする。ただし再任を妨げない。

第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

2 各委員は、部会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(部会全体会議)

第8条 部会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他、重要な事項

(運営費)

第9条 本部会は、部会配布金、事業収入、賛助金をもって運営することを基本とする。

2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始に当たっては、企画委員会での審議を必要とする。また、外部入金の定率を本部管理費として学会に収める。

第10条 運営費の予算、決算については、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(変更)

第11条 本規約の変更は、運営小委員会の発議に基づき、部会全体会議での審議を経た後、部会等運営委員会および理事会での承認を要する。

(下部規定)

第12条 本規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、本部会が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成22年10月1日から施行する。
- 2 改定履歴
  - ①平成13年3月21日 第431回理事会、研究部会決定
  - ②平成15年5月 改正